

教育部規定(案)

山口県スキー連盟

(趣旨)

第1条 山口県スキー連盟規約第51条により教育部の規定を定める。

(任務)

第2条 教育部は常任理事会に直属する専門部門であり、常任理事会及び理事会の諮問に応え、スノースポーツの普及指導及び強化を図ることを任務とする。

(組織)

第3条 教育部は、原則として本連盟に所属するスキー指導者、準指導者、スノーボード指導者及びパトロール、その他教育関係有資格者をもって構成する。

(部門及び役員)

第4条 第2条の任務を達成するために、次の部門及び担当役員を置く。

教育部統括役員	部長	1名	副部長	若干名		
(1)教育部直轄総務部会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
(2)教育部運営部会	部会長	1名				
ア 大山委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
イ 芸北委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
(2)教育部計画部会	部会長	1名				
ア 指導委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
イ 検定委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
ウ 技術委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
技術強化小委員会	若干名					
(3)教育部専門部会	部会長	1名				
ア ジュニア委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
イ 親子スキー委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
ウ 安全対策委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
エ 学校体育スキー委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
オ スキルアップ委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員
カ スノーボード委員会	委員長	1名	副委員長	3名以内	委員	普及委員

(役員の選任)

第5条 教育部の最高責任者は会長とし、教育部統括責任者は、下記に任命する教育部長とする。

- 2 部長及び副部長は、理事会が決定し会長がこれを委嘱する。
- 3 部会長、副部会長、委員長、主任コーチは部長の推薦により、常任理事会が決定し、会長がこれを委嘱する。
- 4 その他の役員は、部長の要請により会長がこれを委嘱する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は通常の理事任期と同一とする。

(役員の補選)

第7条 役員の任期中欠員又は職務遂行に不都合の生じた場合は、適時これを補充、交代することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 下記の会議を開催し、その構成員は次のとおりとする。

- (1)教育部総会
会長以下常任理事会構成役員及び教育部構成員全員による。
 - (2)教育部会
会長以下常任理事会構成役員及び教育部担当役員全員による。
 - (3)教育部委員長会議
会長以下常任理事会構成役員及び部長、副部長、部会長、委員長、副委員長、主任コーチによる。
 - (4)教育部専門部会議
該当専門部会長、該当委員長、該当副委員長、普及委員、該当主任コーチ及びヘッドコーチによる。必要ある場合は、部長、副部長を加えることができる。
 - (5)教育部各委員会会議
該当委員長、該当副委員長、普及委員、該当主任コーチ及びヘッドコーチによる。
必要ある場合は、部長副部長及び部会長を加えることができる。
- 2 各会議に議決事項が生じた場合は、各会議の出席者の2分の1以上の賛同をもって決定する。

(教育部総会)

- 第9条 必要に応じ、会長が招集する。
- 2 教育部の活動内容及びSAJ西日本ブロック協議会・全日本スキー連盟の伝達事項等を報告する。
 - 3 2年毎に教育部総会において、SAJブロック技術員を推挙し、部長名で常任理事会に提出する。常任理事会で承認されたブロック技術員候補者をSAJ西日本ブロック協議会に提出する。

(教育部会)

- 第10条 必要に応じ、会長が召集する。
- 2 教育部の担当役員全員で審議・報告を要する事項を審議する。

(教育部委員長会議)

- 第11条 必要に応じ、部長が召集する。
- 2 毎年春と秋の開催を定例とし、教育部の行事報告、決算報告、行事計画、予算案など常任理事会に提出する重要な事項を審議する。

(教育部専門部会議)

- 12条 必要に応じ、部会長が招集する。
- 2 所管委員会等の業務を取りまとめ、教育部委員長会議へ提出する資料内容等を審議する。

(教育部各委員会会議)

- 第13条 必要に応じ、委員長が招集する。
- 2 所管委員会等の担当業務を調査・審議し、教育部専門部会議・委員長会議へ意見を取りまとめ提出する。

(内規)

- 第14条 教育部に関するその他のことは、内規として別に定める。

(規定の改廃)

- 第15条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

平成13年 6月 4日	全面改定
平成19年11月 1日	改定
平成29年 6月 3日	改定